

佐 賀 県 公 報
平成17年12月28日号外第4号

佐賀県の財政状況 (平成16年度上半期)

目 次

I	平成15年度決算の状況	2
1	一般会計	2
	(1) 決算規模	2
	(2) 決算収支	5
	(3) 歳入	7
	(4) 歳出	17
	① 目的別	17
	② 性質別	59
2	特別会計	61
II	平成16年度補正予算	64
1	一般会計	64
2	特別会計	66
III	予算の執行状況	67
IV	県民負担の状況	70
V	県債及び一時借入金の状況	72
VI	財産の状況	75
VII	地方公営企業の業務の状況	81
1	東部工業用水道事業	81
	(1) 平成15年度決算概要	81
	(2) 平成16年度上半期概要	86
2	県立病院好生館事業	89
	(1) 平成15年度決算概要	89
	(2) 平成16年度上半期概要	100
付	表	103

ま え が き

この「財政状況」は、県民の皆様に佐賀県の財政がどのように運営され、どのような状況にあるのかを広く知っていただくために毎年2回公表しているものです。

今回は、平成15年度決算及び平成16年度上半期の補正予算（6月補正予算9月補正予算）、予算の執行状況などについて、その概要を公表します。

平成15年度の我が国経済は、年度当初には踊り場的な状況が見られた後、米国を始め世界経済が回復する中で、輸出や生産が再び緩やかに増加していくとともに、企業収益の改善が続き、設備投資も増加するなど、企業部門が回復することにより、民需中心に緩やかに回復しているものとされています。

本県においては、長期にわたる国内経済の低迷とそれに伴う閉塞感が漂う中、企業倒産が高い水準で推移し、また、有効求人倍率も改善の兆しが見えないなど、県内の経済・雇用情勢は依然として厳しい状態が続いております。

このような中、平成15年度の予算執行に当たっては、一層厳しさを増す県内の経済・雇用情勢を踏まえ、緊急優先課題として「地域経済の活性化と雇用対策」に取り組むとともに、情報の共有化と対話のための仕掛けづくりや社会サービスの新たな担い手としてのNPOの活性化等に向けて、「県民協働のための仕組みづくり」に取り組んできたところであります。

また、『変革と創造の佐賀づくり』の推進に向け、重点的かつ集中的に取り組むべき項目を定めた「重点実施項目」の着実かつスピーディな推進をはじめ、佐賀県総合計画の実現を図るため、総合計画に掲げられた5つの発展の基本方向

- 一、のびやかに育つ人
- 一、安心できる生活
- 一、さかんになる交流
- 一、はつらつとした産業
- 一、暮らしを支える県土

の具体化へ向けて、県民生活の向上と安定、また県勢発展の基盤となる施

策をはじめ、各種施策の着実な推進に努めたところであります。

その中でも、特に、

- ① いきいきとした学校教育や多様な学習活動の環境づくりを推進するとともに、文化、スポーツの振興を図ることなどにより、子供たちが伸びやかに育ち、県民誰もが自己実現できる環境づくりを、学校・家庭・地域社会が連携しながら推進すること。
- ② 県民誰もが安心して健康に暮らすことができる社会や環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指すとともに、安全な暮らしの確保を図ることなどにより、福祉・保健・医療や防災など県民が安心して生活できる環境づくりを推進すること。
- ③ 世界に開かれた地域づくりや総合的な情報化を推進するとともに、交通基盤の整備や個性あふれる地域づくりを進めることなどにより、国際交流や県際交流を推進すること。
- ④ 高収益で、魅力とやりがいのある農林水産業の確立や新産業の創出、活力ある地域産業の振興を図るとともに、産・学・官の連携や新技術の開発・導入等を進め、はつらつとした産業の育成に努めること。
- ⑤ 災害に強い県土づくりや快適な生活環境の整備を図るとともに、自然環境の保全とうるおいのある空間を創造していくことなどにより、社会基盤の整備を進め、安全・快適な県民生活や活発な産業活動を支援すること。
- ⑥ 県政に関する情報提供や県民からの意見や相談の受け付けなどの総合サービスを行うとともに、女性やNPOの活動を支援する場として、県民総合相談・情報提供窓口を設置し、県民サービスの向上を図るとともに、県民協働による県政を推進すること。

などに意を用いたところであります。

その結果、平成15年度の決算規模は、一般会計で歳入総額約4,533億66百万円、歳出総額約4,462億82百万円となり、形式収支約70億84百万円、このうち事業の繰越に伴い翌年度へ繰越すべき財源約51億65百万円を差し引いた実質収支は、19億19百万円の黒字となっております。

さて、最近の我が国の経済は、雇用情勢は依然として厳しいものの持ち直しの動きが見られ、企業収益の改善、設備投資の増加など、企業部門に

前向きの動きが見られるなど景気は着実に回復しております。県内においても個人消費は依然として低調で、雇用情勢は弱い動きとなっておりますが、鉱工業生産は持ち直しの動きが続いており、住宅建設、企業倒産も持ち直しの動きが見られるなど、依然として厳しい面もありますが、一部に明るさが見られています。

また、国においては、構造改革の推進に向け、税制や歳出の主要分野の見直し、及び、経済財政運営と構造改革に関する基本的な方針、いわゆる「基本方針2004」を本年6月に閣議決定し、平成16年度を集中調整期間の仕上げの年と位置付け、バブル崩壊後の負の遺産からの脱却に目途をつけるとともに、平成17年度及び平成18年度の2か年を重点強化期間と位置付け「『官から民へ』『国から地方へ』の徹底」、「官の改革」の強化、「『民の改革』の推進」など5つの改革を新たに打ち出し、この方針の具体化に向けて地方の裁量権の拡大と地方行革の推進、三位一体の改革など、地方行財政のあり方の根幹に関わる具体的な検討が行われております。

一方県財政においては、数次にわたる経済対策の実施等によって県債残高が増嵩していることに加え、今後税収の増加が見込まれない中、公債費が高い水準で推移し、財源不足が続くことが予想されるなど極めて厳しい状況にあります。

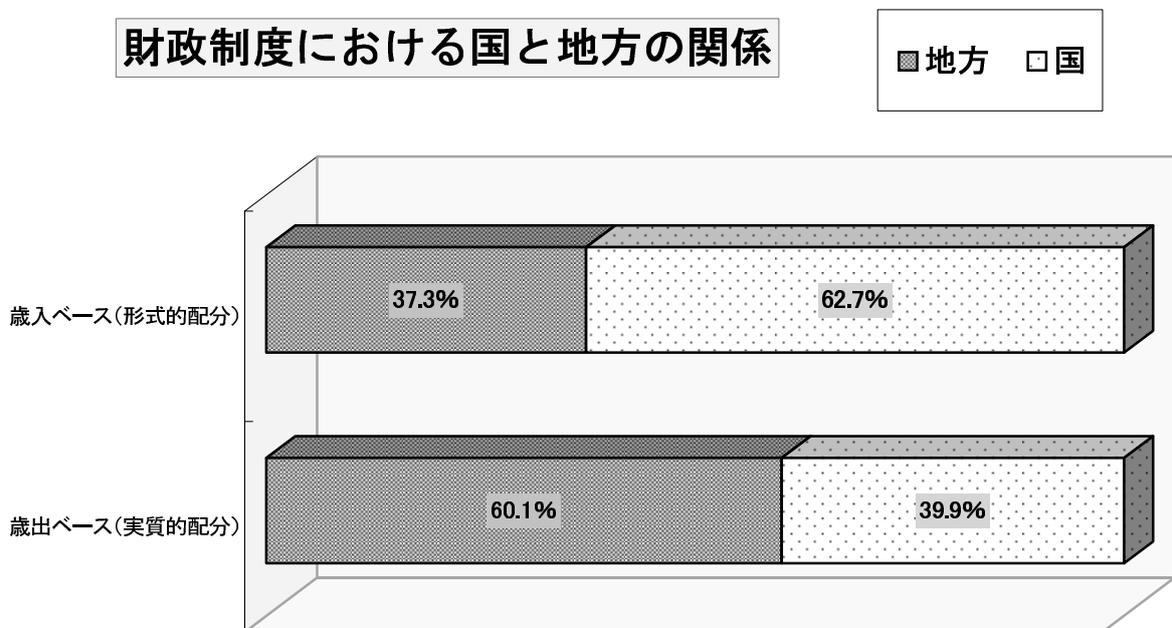
このようなことから、「あれも、これも」から「あれか、これか」の事業選択を行い、職員一人ひとりの意識改革と徹底した行財政改革を進め、限られた財源の重点的、効率的配分を行うとともに、それぞれの政策課題に対して戦略を持ち、前例にとらわれない新しい施策の創造や、現場のニーズに対応するための新しい施策の展開により「オープン」「現場」「県民協働」をキーワードとする県政の運営の最終目標である「県民満足度の向上」に向けて努力してまいり所存であります。

以下、平成15年度決算及び平成16年度上半期の補正予算、予算の執行状況などについて説明しますが、県民の皆様におかれましては、本県の財政状況をご理解いただきますとともに、県政に対する適切なお助言と積極的なご協力を賜りますようお願いいたします。

財政制度における国と地方の関係について

財政制度における国と地方の関係については、平成15年度を例にとると下図のとおりで、歳入ベース（形式的配分）で見ると国62.7%に対し地方37.3%となっていますが、歳出ベース（実質的配分）で見ると国39.9%に対し地方60.1%となっています。

この歳入ベースと歳出ベースとの差は、地方から国への直轄事業負担金などがある一方で、国から地方に対する地方交付税、地方特例交付金、地方譲与税、国庫支出金等があるためです。



※歳入ベース（形式的配分）における歳入内訳

地方 37.3%（内訳 地方税 25.5%、地方債 11.8%）

国 62.7%（内訳 国税 34.2%、国債 28.5%）

I 平成15年度決算の状況

1 一般会計

平成15年度の財政運営に当たっては、厳しい財政状況の下で、歳入面においては県税、地方交付税等の一般財源の確保、地方債発行の縮減に努めるとともに、歳出面においては財源の重点的配分と事業の重点化、経費の効率化に努めました。

(1) 決算規模

平成15年度一般会計の決算は、

歳入 4,533億6,551万円（前年度4,727億6,372万円）

歳出 4,462億8,167万円（前年度4,665億8,838万円）

であり、前年度に比して、

歳入 193億9,821万円（伸び率 △4.1%）

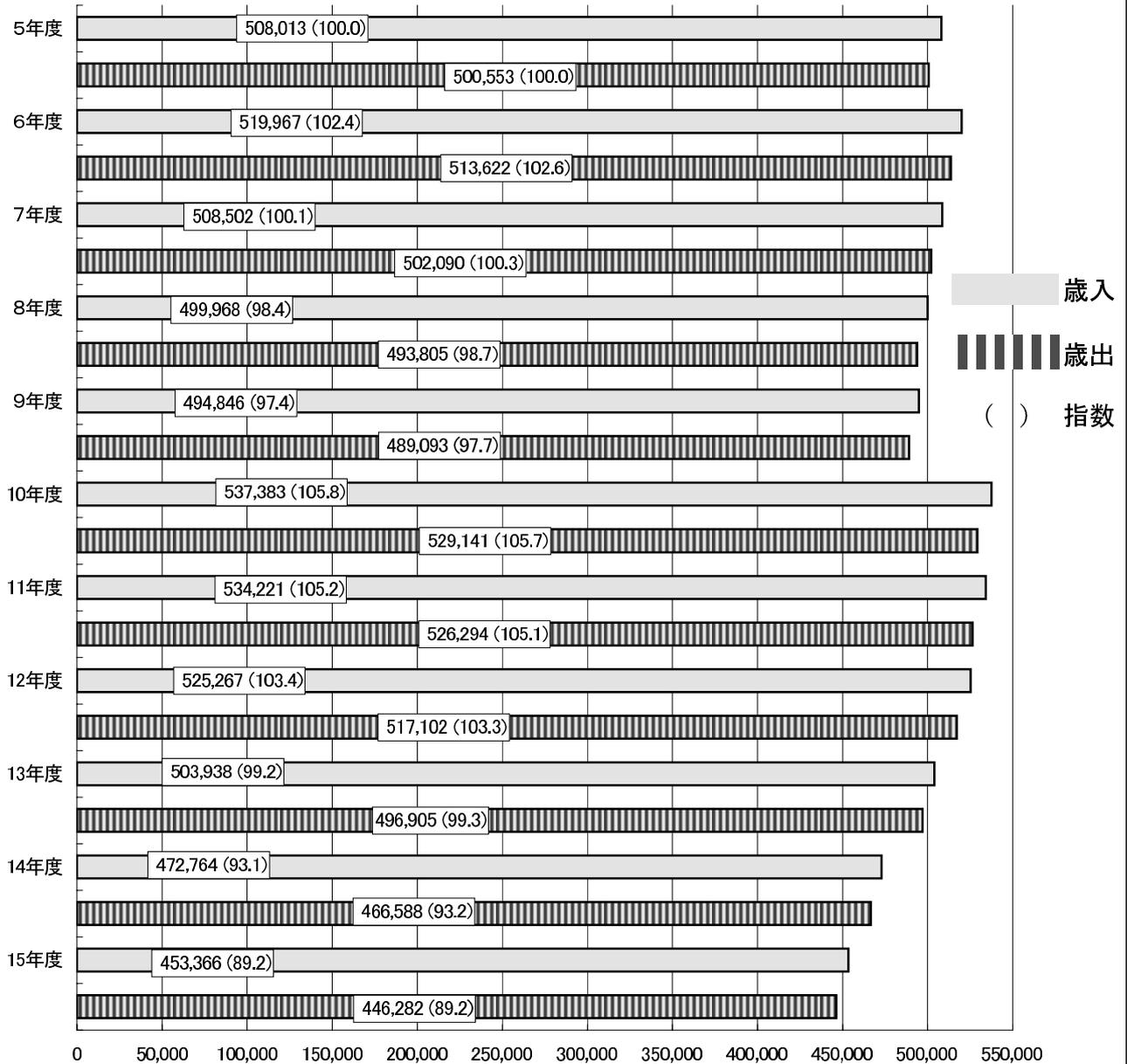
歳出 203億 671万円（伸び率 △4.4%）

それぞれ減少しました。

平成4年度以降の決算規模の推移は、第1図及び第2図のとおりです。

第1図 決算規模の推移

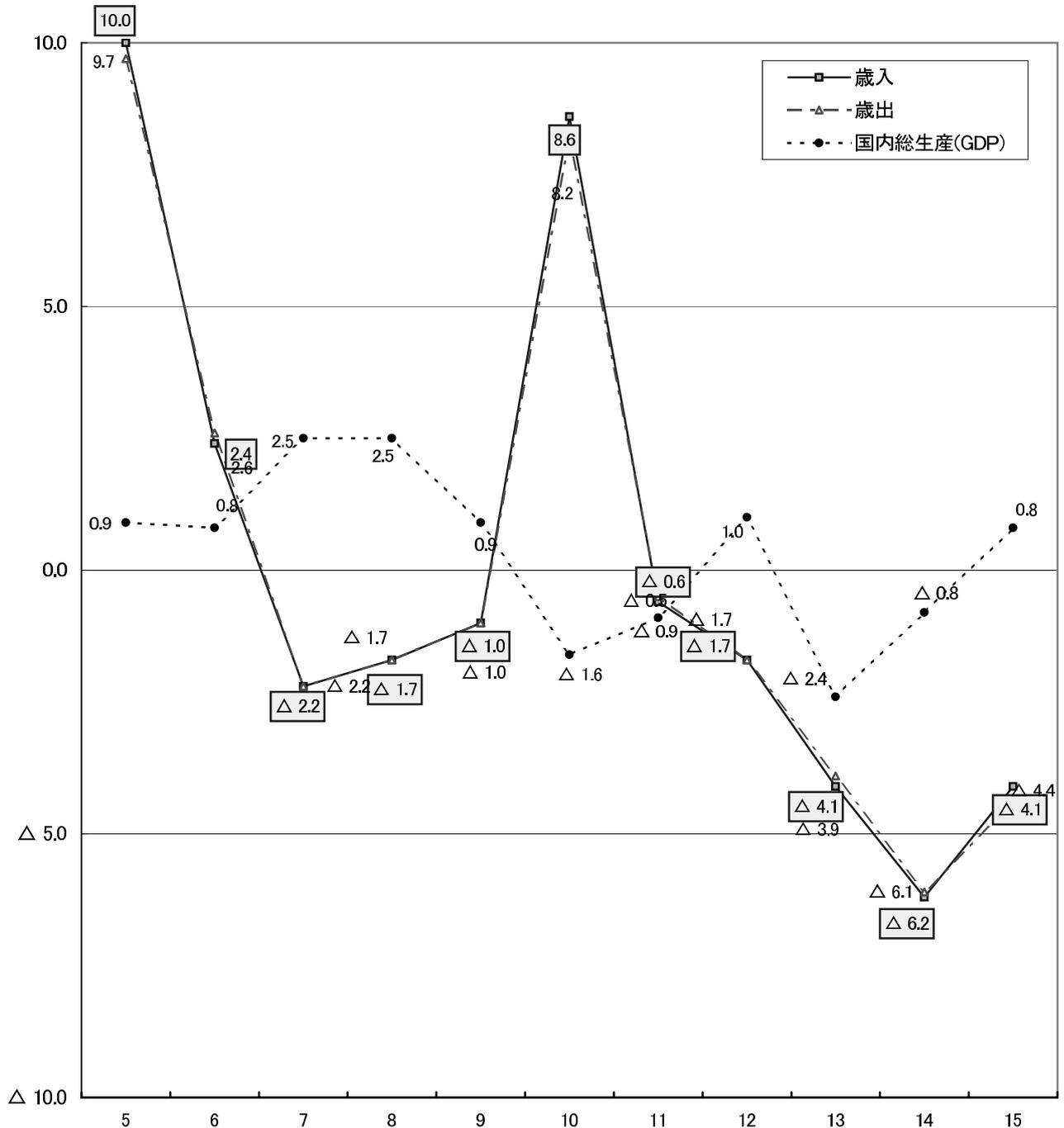
(単位：百万円、%)



第2図

国内総生産(GDP)(名目)と決算規模(佐賀県一般会計)の増減率の推移(対前年度比率)

伸び率%



(注)国内総生産(GDP)(名目)は、「平成14年度国民経済計算確報(93SNA)」(内閣府経済社会総合研究所)の数値を用いている。

(2) 決算収支

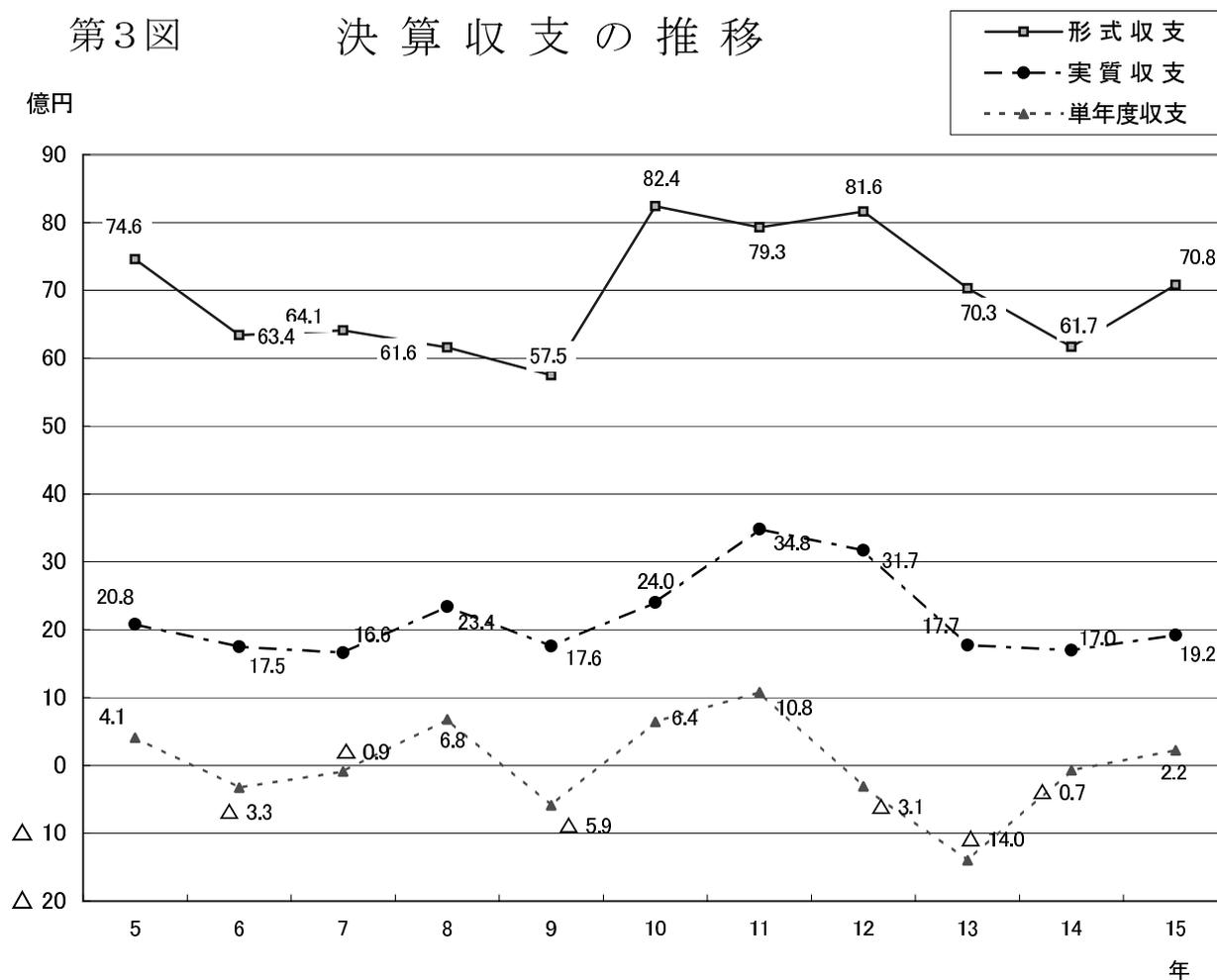
平成15年度形式収支額（歳入総額から歳出総額を差し引いた額）は、70億8,385万円であり、これから翌年度へ繰り越すべき財源（繰越明許費繰越額等）を差し引いた実質収支額は、19億1,893万円となっています。

また、平成15年度実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は、2億2,118万円の赤字となっています。

平成15年度歳入決算額	4,533億6,551万円
平成15年度歳出決算額	4,462億8,167万円
形式収支額	70億8,385万円
翌年度へ繰り越すべき財源	51億6,492万円
実質収支額	19億1,893万円
平成14年度実質収支額	16億9,775万円
単年度収支額	2億2,118万円

なお、平成5年度以降の決算収支の推移は、第3図及び第1表のとおりです。

第3図 決算収支の推移



第1表 決算収支の推移

(単位：千円)

年度	形式収支	実質収支	単年度収支
5	7,459,918	2,084,607	405,330
6	6,345,608	1,752,466	△ 332,141
7	6,412,327	1,661,145	△ 91,321
8	6,163,313	2,345,492	684,347
9	5,752,230	1,757,739	△ 587,753
10	8,242,199	2,396,204	638,465
11	7,927,829	3,478,944	1,082,740
12	8,164,290	3,170,559	△ 308,384
13	7,033,117	1,767,967	△ 1,402,593
14	6,175,340	1,697,753	△ 70,214
15	7,083,848	1,918,928	221,175

(3) 歳入

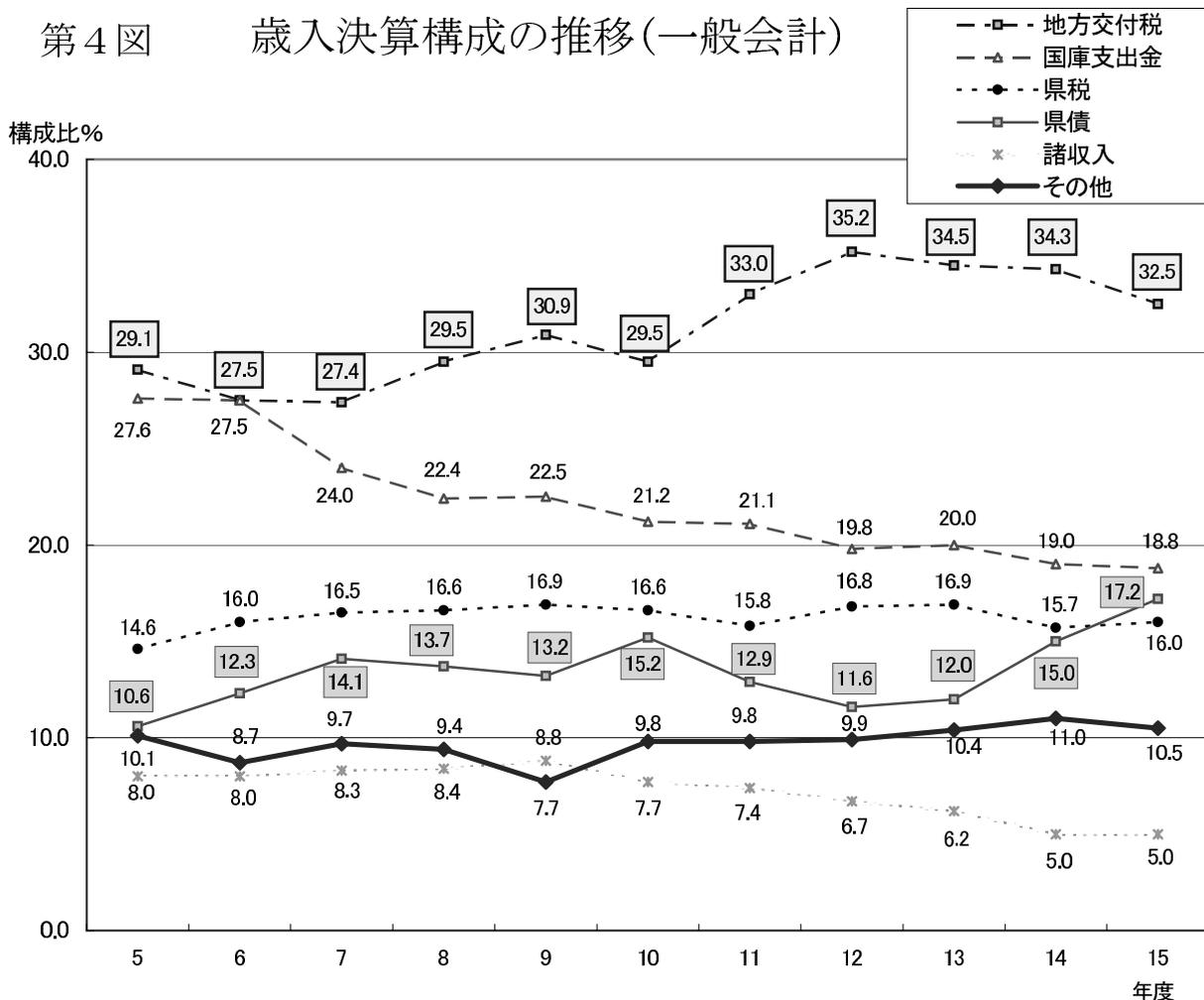
① 総額

決算額は、4,533億6,551万円であり、前年度4,727億6,372万円に比べ、193億9,821万円減少(伸び率△4.1%)しています。

これは主として、地方消費税清算金の増などがあるものの、臨時財政対策債の増に伴う普通交付税の減による地方交付税の減や財政調整積立金・大規模施設整備基金繰入金など繰入金の減、事業進捗及び経済対策の減等に伴う国庫支出金の減、景気低迷などによる県税の減などによるものです。

決算の状況は、付表1及び付表3のとおりであり、決算の推移(歳入決算構成比)は、第4図のとおりです。

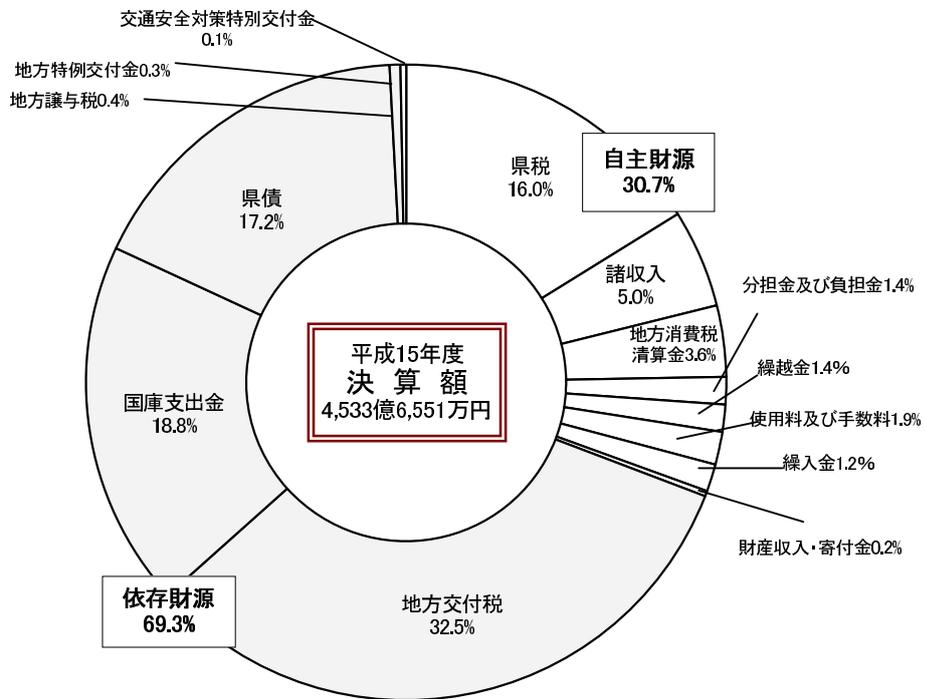
第4図 歳入決算構成の推移(一般会計)



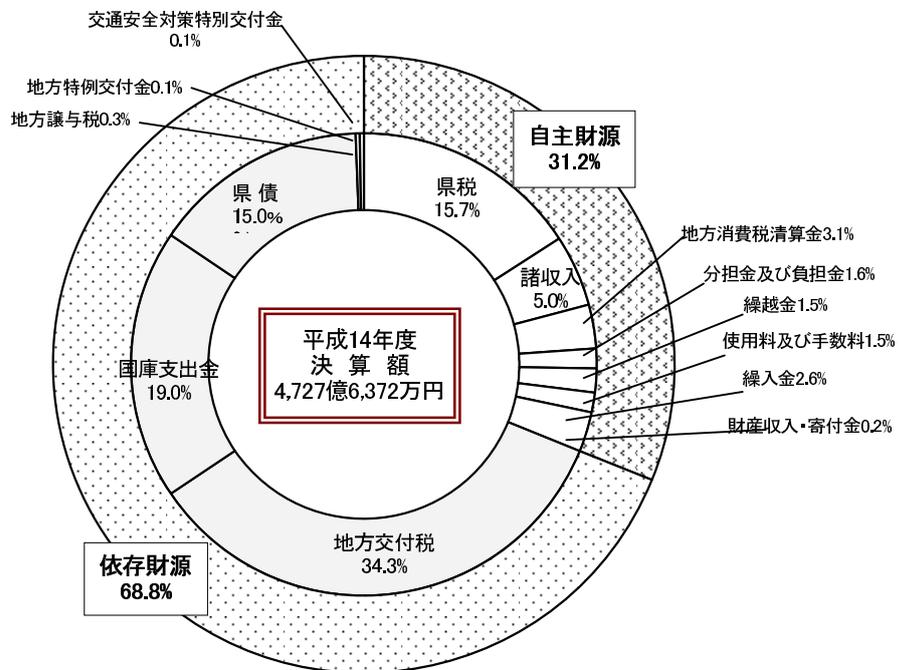
また、歳入総額を自主財源と依存財源に分類すると、自主財源の総額は1,389億5,770万円(構成比30.7%)、依存財源の総額は3,144億782万円(構成比69.3%)であり、その内訳は、第5図及び第2表のとおりです。

第 5 図

歳入構成比



(参考)



第 2 表

自主財源と依存財源の内訳

(単位：千円・%)

区 分		15年 度		14年 度		比 較	
		決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	A - B	A / B
自 主 財 源	県 税	72,676,501	16.0	74,328,004	15.7	△1,651,503	97.8
	地方消費税清算金	16,373,185	3.6	14,584,624	3.1	1,788,561	112.3
	分担金及び負担金	6,188,695	1.4	7,653,781	1.6	△1,465,086	80.9
	使用料及び手数料	8,408,579	1.9	7,164,189	1.5	1,244,390	117.4
	財 産 収 入	934,885	0.2	1,018,481	0.2	△83,596	91.8
	寄 附 金	159	0.0	1,000	0.0	△841	15.9
	繰 入 金	5,382,132	1.2	11,938,207	2.6	△6,556,075	45.1
	繰 越 金	6,175,340	1.4	7,033,117	1.5	△857,777	87.8
	諸 収 入	22,818,219	5.0	23,722,709	5.0	△904,490	96.2
計	138,957,695	30.7	147,444,112	31.2	△8,486,417	94.2	
依 存 財 源	地 方 譲 与 税	1,713,216	0.4	1,312,072	0.3	401,144	130.6
	地方特例交付金	1,221,352	0.3	392,816	0.1	828,536	310.9
	地 方 交 付 税	147,657,658	32.5	162,180,350	34.3	△14,522,692	91.0
	交通安全対策 特別交付金	487,912	0.1	408,244	0.1	79,668	119.5
	国庫支出金	85,332,377	18.8	90,016,931	19.0	△4,684,554	94.8
	県 債	77,995,303	17.2	71,009,195	15.0	6,986,108	109.8
	計	314,407,818	69.3	325,319,608	68.8	△10,911,790	96.6
合 計	453,365,513	100.0	472,763,720	100.0	△19,398,207	95.9	

ア 県 税

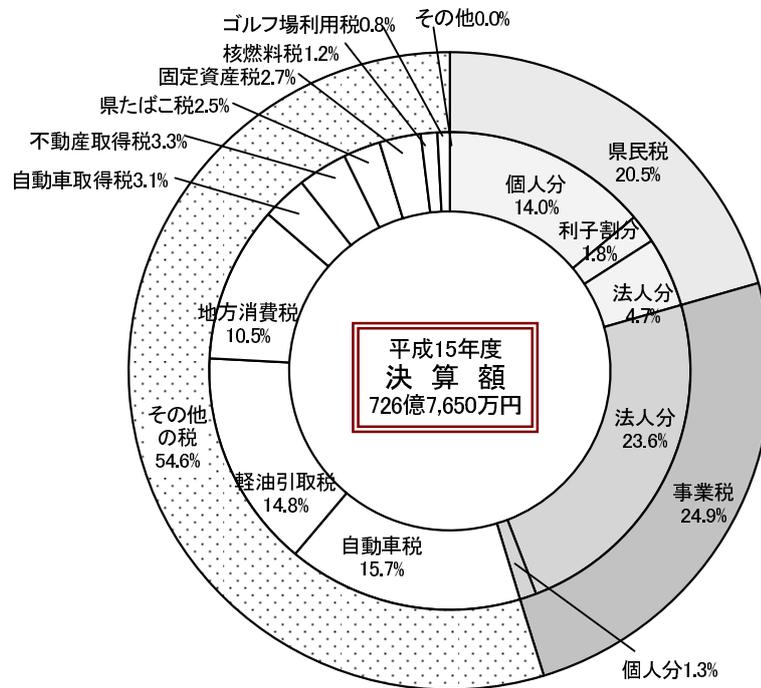
決算額は、726億7,650万円（構成比16.0%）であり、前年度に比べ16億5,150万円減少（伸び率△2.2%）しています。

これは、景気低迷に伴う個人県民税や地方消費税、軽油引取税の減、郵便貯金の一括満期のピークを過ぎたことによる県民税利子割の減などによるものです。

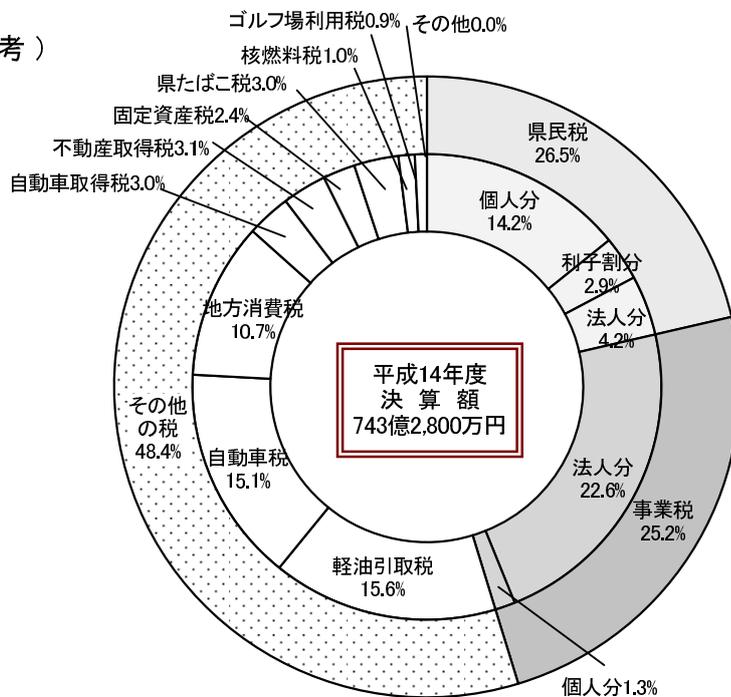
税目別決算は、第6図及び第3表のとおりです。

第 6 図

歳入（県税）構成比



(参考)



第 3 表

税目別決算の内訳

(単位：千円・%)

区 分	15 年 度		14 年 度		比 較	
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	A－B	A／B
1 県 民 税	14,923,747	20.5	15,854,225	21.3	△ 930,478	94.1
ア 個 人	10,201,131	14.0	10,589,120	14.2	△ 387,989	96.3
イ 法 人	3,395,617	4.7	3,118,324	4.2	277,293	108.9
ウ 利 子 割	1,326,999	1.8	2,146,781	2.9	△ 819,782	61.8
2 事 業 税	18,038,047	24.9	17,737,952	23.9	300,095	101.7
ア 個 人	911,962	1.3	963,397	1.3	△ 51,435	94.7
イ 法 人	17,126,085	23.6	16,774,555	22.6	351,530	102.1
3 地 方 消 費 税	7,612,522	10.5	7,959,050	10.7	△ 346,528	95.6
4 不 動 産 取 得 税	2,368,152	3.3	2,295,872	3.1	72,280	103.1
5 県 た ば こ 税	1,857,487	2.6	1,772,574	2.4	84,913	104.8
6 ゴ ル フ 場 利 用 税	583,888	0.8	668,706	0.9	△ 84,818	87.3
7 自 動 車 税	11,402,217	15.7	11,583,264	15.6	△ 181,047	98.4
8 鉱 区 税	930	0.0	992	0.0	△ 62	93.8
9 狩 猟 者 登 録 税	16,154	0.0	15,611	0.0	543	103.5
10 固 定 資 産 税	1,961,914	2.7	2,261,901	3.0	△ 299,987	86.7
11 自 動 車 取 得 税	2,240,449	3.2	2,181,704	3.0	58,745	102.7
12 軽 油 引 取 税	10,768,963	14.8	11,244,755	15.1	△ 475,792	95.8
13 入 猟 税	12,094	0.0	11,686	0.0	408	103.5
14 核 燃 料 税	888,571	1.2	736,837	1.0	151,734	120.6
15 旧 法 に よ る 税	1,367	0.0	2,875	0.0	△ 1,508	47.5
計	72,676,502	100.2	74,328,004	100.0	△ 1,651,502	97.8

イ 地方譲与税

決算額は、17億1,322万円（構成比0.4%）であり、前年度に比べ4億114万円増加（伸び率30.6%）しています。

地方譲与税のうち、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税は減少していますが、地方道路譲与税は増加しています。

第4表 地方譲与税の内訳

(単位：千円・%)

区 分	15年度		14年度		比 較	
	決算額 A	構成比	決算額 B	構成比	A - B	A / B
地方道路譲与税	1,572,248	91.9	1,167,085	88.9	405,163	134.7
石油ガス譲与税	135,972	7.9	139,734	10.6	△3,762	97.3
航空機燃料譲与税	4,996	0.3	5,253	0.5	△257	95.1
計	1,713,216	100.0	1,312,072	100.0	401,144	130.6

ウ 地方特例交付金

決算額は、12億2,135万円（構成比0.3%）であり、前年度に比べ8億2,854万円増加（伸び率210.9%）しています。

地方特例交付金は、恒久的な減税に伴う地方税の減収額の一部を補てんするために、地方税の代替的性格を有する財源として、平成11年度の地方財政対策において創設されたものです。平成15年度には、従来の第一種特例交付金に加え、国庫補助負担金の見直しに伴う減収の一部を補てんするため、第二種特例交付金が創設されています。

地方特例交付金が増加したのは、第二種特例交付金が創設されたことによるものです。

エ 地方交付税

平成15年度における地方交付税は、所得税及び酒税の収入額の32%、法人税の収入額の35.8%、消費税の収入額の29.5%、国たばこ税の収入額の25%に相当する額を総額として、個々の地方公共団体の財政需要に応じて交付されるもので、決算額は、1,476億5,766万円（構成比32.6%）であり、前年度に比べ145億2,269万円減少（伸び率△9.0%）しています。

地方交付税のうち、普通交付税は1,441億1,137万円で、前年度に比べ142億1,673万円減少（伸び率△9.0%）し、特別交付税は35億4,629万円で、前年度に比べ3億596万円減少（伸び率△7.9%）しています。

普通交付税が減少したのは、留保財源率の引き上げや景気低迷による法人関係税・軽油引取税の減少などにより基準財政収入額が減少し、基準財政需要額のうち公債費が財源対策債の元利償還金の増加などにより増加したものの、基準財政需要額のうち経常的経費・投資的経費が臨時財政対策債への振替や給与費・公共事業の減などにより減少したことによるものです。

第 5 表 地方交付税の各年度推移

区 分		年 度						
		10	11	12	13	14	15	
地 方 交 付 税	都 道 府	普通交付税	9,010,266,594	10,920,406,605	11,567,654,858	10,882,117,402	10,639,451,350	9,817,795,425
		前年度比	104.8	121.2	105.9	94.1	97.8	92.3
	県 分	特別交付税	262,547,398	211,901,380	215,215,083	193,143,382	178,367,883	160,706,310
		計 A	9,272,813,992	11,132,307,985	11,782,869,941	11,075,260,784	10,817,819,233	9,978,501,735
		前年度比	105.6	120.1	105.8	94.0	97.7	92.2
		普通交付税	153,760,957	171,845,803	180,217,277	169,514,877	158,328,098	144,111,366
	本 県 分	前年度比	103.2	111.8	104.9	94.1	93.4	91.0
		特別交付税	5,009,461	4,596,357	4,600,374	4,175,498	3,852,252	3,546,292
		計 B	158,770,418	176,442,160	184,817,651	173,690,375	162,180,350	147,657,658
		指 数	103.9	115.4	120.9	113.6	106.1	96.6
前年度比		103.9	111.1	104.7	94.0	93.4	91.0	
国 税	所 得 税	16,996,112	15,446,830	18,788,905	17,806,512	14,812,226	13,914,607	
	法 人 税	11,423,194	10,795,085	11,747,194	10,257,790	9,523,437	10,115,194	
	酒 税	1,898,294	1,871,735	1,816,440	1,765,362	1,680,395	1,684,183	
	消 費 税	10,074,383	10,447,079	9,822,141	9,767,069	9,811,537	9,712,817	
	たばこ税	1,046,172	905,000	875,509	861,438	847,976	903,158	
	計	41,438,155	39,465,729	43,050,189	40,458,171	36,675,571	36,329,959	
交付税総額 C		18,048,865	20,864,236	21,776,420	20,349,760	19,544,863	18,069,295	
C の指数		105.4	121.8	127.1	118.8	114.1	105.5	
都道府県交付分の中で 本県に交付される割合 B / A		1.712	1.585	1.569	1.568	1.499	1.480	
地方交付税総額の中で 本県に交付される割合 B / C		0.880	0.846	0.849	0.854	0.830	0.817	

オ 分担金及び負担金

決算額は、61億8,870万円（構成比1.4%）であり、その内訳は、第6表のとおりです。

分担金及び負担金は、県が行う一定の事業について特別の利害関係を有する者から、その事業の施行に要する経費の全部又は一部を受益の度合いに応じて負担していただくものです。

減少した主な理由は、民生費負担金等の減少です。

第6表 分担金及び負担金の内訳

(単位：千円・%)

区 分	15 年 度		14 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	A - B	A / B
分 担 金	384,924	6.2	411,230	5.4	△26,306	93.6
負 担 金	5,803,771	93.8	7,242,551	94.6	△1,438,780	80.1
計	6,188,695	100.0	7,653,781	100.0	△1,465,086	80.9

カ 使用料及び手数料

決算額は、84億858万円（構成比1.9%）であり、その内訳は、第7表のとおりです。

使用料は、行政財産及び公の施設の使用又は利用の対価としてその使用者又は利用者から徴収する料金をいい、手数料は、特定の者のためにする事務に要する費用として徴収する料金をいいます。

増加した主な理由は、民生使用料等の増加です。

第7表 使用料及び手数料の内訳

(単位：千円・%)

区 分	15 年 度		14 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	A - B	A / B
使 用 料	6,728,609	80.0	5,431,864	75.8	1,296,745	123.9
手 数 料	1,679,970	20.0	1,732,325	24.2	△52,355	97.0
計	8,408,579	100.0	7,164,189	100.0	1,244,390	117.4

キ 国庫支出金

決算額は、853億3,238万円（構成比18.8%）であり、その内訳は、第8表のとおりです。

国庫支出金は、国が地方公共団体に対してその行政を行うために要する経費の財源に充てるため交付する支出金のことをいいます。性質別に分類すると、国の負担が義務付けられている国庫負担金、国が奨励助長を目的として交付する国庫補助金及び国の事務委託により支出される委託金に区分されます。

減少した主な理由は、三位一体改革による国庫補助負担金の減や、国の経済対策の規模の減による公共事業等に係る国庫補助負担金の減などです。

第 8 表 国庫支出金の内訳

(単位：千円・%)

区 分	15 年 度		14 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	A - B	A / B
国 庫 負 担 金	58,407,878	68.4	61,957,604	68.8	△3,549,726	94.3
国 庫 補 助 金	24,891,126	29.3	26,497,745	29.4	△1,606,619	93.9
委 託 金	2,033,373	2.4	1,561,582	1.7	471,791	130.2
計	85,332,377	100.1	90,016,931	99.9	△4,684,554	94.8

ク 財産収入

決算額は、9億3,488万円（構成比0.2%）であり、その内訳は、第9表のとおりです。

減少した主な理由は、土地建物等の公有財産売却収入の減少などです。

第 9 表 財産収入の内訳

(単位：千円・%)

区 分	15 年 度		14 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	A - B	A / B
財 産 運 用 収 入	376,581	40.3	361,250	35.5	15,331	104.2
財 産 売 払 収 入	558,304	59.7	657,231	64.5	△98,927	84.9
計	934,885	100.0	1,018,481	100.0	△83,596	91.8

ケ 県 債

決算額は、779億9,530万円（構成比17.2%）であり、その内訳は、第10表のとおりです。

増加した主な理由は、地方交付税の振替である臨時財政対策債の発行額が増加したことです。

第 10 表 県債の内訳

(単位：千円・%)

区 分	15 年 度		14 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	A - B	A / B
総 務 債	1,974,000	2.5	1,280,502	1.8	693,498	154.2
民 生 債	0	0.0	907,269	1.3	△907,269	皆減
衛 生 債	0	0.0	110,000	0.2	△110,000	皆減
農 林 水 産 業 債	6,654,000	8.5	13,027,553	18.3	△6,373,553	51.1
商 工 債	0	0.0	0	0.0	0	皆減
土 木 債	26,833,100	34.4	32,243,559	45.4	△5,410,459	83.2
警 察 債	21,000	0.0	145,500	0.2	△124,500	皆増
教 育 債	830,000	1.1	1,373,000	1.9	△543,000	60.5
災 害 復 旧 債	203,688	0.3	212,812	0.3	△9,124	95.7
県民税等減税補てん債	1,558,000	2.1	1,096,000	1.5	462,000	142.2
臨時財政対策債	39,318,000	50.4	20,613,000	29.0	18,705,000	190.7
特定資金公共投資事業債	603,514	0.8	0	0.0	603,514	皆増
臨時税収補てん債					0	
計	77,995,302	100.1	71,009,195	100.0	6,986,107	109.8

コ その他の収入

決算額は、576億8,690万円（構成比12.2%）であり、その内訳は、地方消費税清算金163億7,318万円（構成比3.6%）、交通安全対策特別交付金4億8,791万円（構成比0.1%）、繰入金53億8,213万円（構成比1.2%）、繰越金61億7,534万円（構成比1.4%）、諸収入228億1,822万円（構成比5.0%）です。

なお、諸収入の内訳は、第11表のとおりです。

第 11 表 諸収入の内訳

(単位：千円・%)

区 分	15 年 度		14 年 度		比 較	
	決 算 額 A	構 成 比	決 算 額 B	構 成 比	A - B	A / B
延滞金加算金及び過料	183,344	0.8	133,777	0.6	49,567	137.1
県 預 金 利 子	8,949	0.0	6,819	0.0	2,130	131.2
貸付金元利収入	17,988,052	78.8	19,068,231	80.4	△1,080,179	94.3
受託事業収入	740,291	3.2	644,333	2.7	95,958	114.9
収益事業収入	2,586,622	11.3	2,380,983	10.0	205,639	108.6
利子割精算金収入	3,556	0.0	5,140	0.0	△1,584	69.2
雑 入	1,307,402	5.7	1,483,425	6.3	△176,023	88.1
計	22,818,216	99.8	23,722,708	100.0	△904,492	96.2

(4) 歳 出

決算額は、4,462億8,167万円であり、前年度4,665億8,838万円に比べ203億671万円減少（伸び率△4.4%）しています。

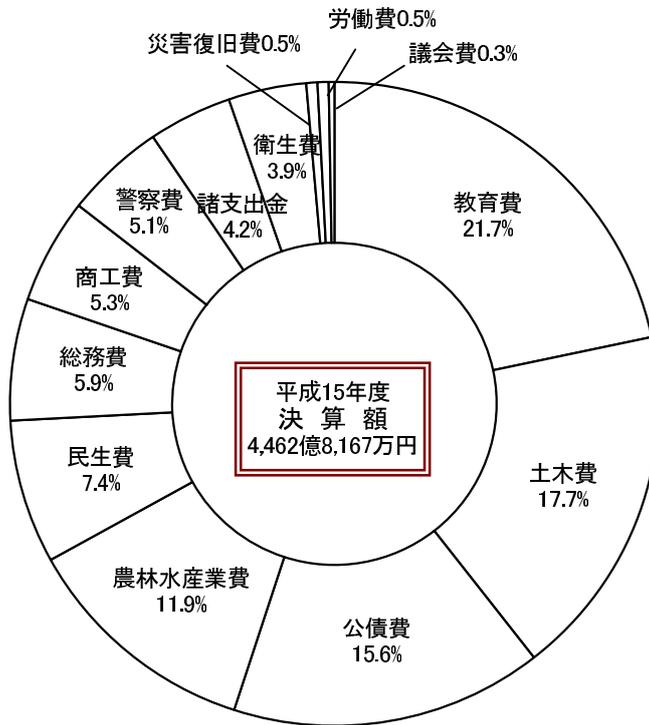
以下、この決算額を経費の支出目的によって区分した目的別と、経費の性質によって区分した性質別に分けて、その内容を説明します。

① 目的別

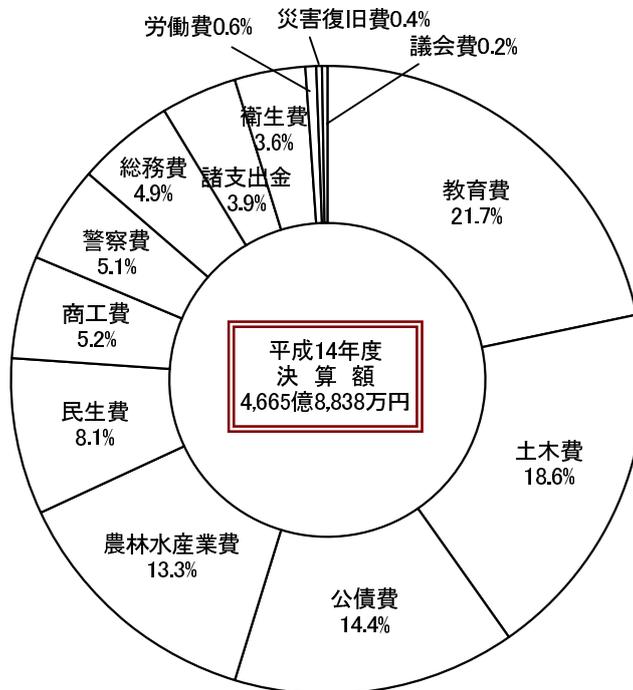
目的別に見た決算額の内訳は、付表1及び付表3のとおりであり、決算額の大きいものは、教育費970億3,194万円（構成比21.7%）、土木費791億2,046万円（構成比17.7%）、公債費696億3,013万円（構成比15.6%）、農林水産業費530億2,961万円（構成比11.9%）となっています。

第 7 図

歳出（目的別） 一般会計構成比



(参考)



〈1〉 民 生 費

この経費は、県民の一定水準の生活を確保し、安定した文化的な社会生活を保障するため、生活困窮者などに対する扶助、自立更生のために必要な援助、社会福祉施設の設置・運営、地域福祉活動の推進、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉対策などに要する経費で、決算額は、331億4,941万円（構成比7.4%）であり、前年度に比べ44億9,696万円減少（伸び率△11.9%）しています。

減少した主な理由は、知的障害者支援費負担金、児童扶養手当給付費の減少です。

民生費の項目別の内訳は、第12表のとおりです。

第 12 表

民 生 費 の 内 訳

(単位：千円・%)

項 目	決 算 額		比 較	
	15年度 A	14年度 B	A－B	A／B
社会福祉費	18,551,443	21,546,597	△2,995,154	86.1
児童福祉費	10,592,626	12,022,024	△1,429,398	88.1
生活保護費	4,005,333	4,068,193	△62,860	98.5
災害救助費	5	9,551	△9,546	0.1
計	33,149,407	37,646,365	△4,496,958	88.1

〔高齢者福祉対策〕

本県の平成15年における高齢化率は21.8%となっており、県民の5人に1人が65歳以上の高齢者です。

このような状況を踏まえ、平成15年4月に策定した「第2期さがゴールドプラン21（佐賀県新高齢者保健福祉計画・佐賀県介護保険事業支援計画）」に基づき、明るく活力のある豊かな長寿社会を目指して、

- ①高齢者が元気に活躍する社会づくり
- ②高齢者の自立支援

③支え合う地域社会の形成

を基本的な目標に掲げて、その実現に向けて次のような事業に積極的に取り組みました。

○高齢者の積極的な社会参加の推進

高齢者が健康で生きがいを持って、様々な分野で社会参加できるよう、高齢者大学、さがねんりんピックなどに積極的に取り組むとともに、老人クラブ等への支援を行いました。

○介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度を円滑に実施するため、介護支援専門員の養成、介護支援専門員・ヘルパー等介護職員の資質の向上のための研修等を行いました。

また、介護サービス事業者の指定・指導を実施したほか、施設や事業者がサービス内容を自己評価し、公表することにより利用者が事業者を選べるようにするなどの取り組みを行いました。

○介護サービス基盤の計画的整備の推進

「第2期さがゴールドプラン21」に基づき、要介護高齢者等の需要に応じたサービスを提供するため、介護サービス基盤の計画的な整備（特別養護老人ホーム新設2か所、介護老人保健施設増築1か所、ケアハウス増築1か所、痴呆性高齢者グループホーム新設3か所）を行うとともに、サービスの質の向上を図るため、施設の老朽化の程度や緊急性に応じた改築等の整備（特別養護老人ホーム改築等3か所）を行いました。

○介護予防・生活支援の推進

高齢者が要介護状態に陥ったり、状態が悪化することがないように、また、できるだけ長く自立した生活が送れるよう、食の自立支援（配食サービス）や外食支援サービスなどの「介護予防・生活支援事業」を推進し、実施主体である市町村を積極的に支援しました。

また、地域における高齢者福祉の拠点となる在宅介護支援センターなど

の運営を支援しました。

〔障害児・者福祉対策〕

障害児・者の在宅福祉対策としては、重度障害者に対する医療助成（対象者数16,566人）を行うとともに、在宅の障害児を養育している保護者に特別児童扶養手当（支給延べ人員13,530人）を、在宅の重度障害者に特別障害者手当等（支給延べ人員5,796人）をそれぞれ支給しました。

また、障害者の権利擁護、日常生活上の悩み等の相談に応じるため障害者110番を設置するとともに、複合的な需要を有する在宅障害者の生活を支援するため、障害者ケアマネジメント体制整備推進事業を実施しました。

また、市町村が行う障害者施設入所者への支援費支給に要する経費の一部負担を行うとともに、在宅の障害者が利用するホームヘルプ、ショートステイ、デイサービス、グループホームへの支援費支給に要する経費の一部助成を行いました。

さらに、雇用機会の少ない在宅の障害者の就労の場を確保し、自立と社会参加を促進するため、小規模通所授産施設（6か所）や小規模作業所（15か所）に対し、運営費の助成を行うとともに、障害者生活支援事業及び職業能力開発促進事業を行いました。

知的障害者等の施設福祉対策として、法人が行う施設整備（知的障害者入所更生施設新設1か所、知的障害者デイサービスセンター新設1か所、知的障害者福祉工場新設1か所）に対して助成を行いました。

また、自閉症者等に対する総合的支援を行う拠点として、「自閉症・発達障害支援センター」を設置しました。

また、障害児施設への入所措置（措置延べ人員6,817人）及び重症心身障害児通園事業（3か所）に対して費用負担を行いました。

〔ひとり親家庭福祉対策〕

ひとり親家庭福祉対策としては、母子家庭・寡婦の経済的自立と生活の安定を図るため、母子・寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当等の支給並びに、就業支援講習会を実施するとともに、新たに母子家庭の母の雇用の安定及び

就業の促進を図るために、母子家庭自立支援給付金事業を実施しました。また、母子家庭・寡婦・父子家庭の福祉の向上を図るため、母子家庭等医療費助成（助成延べ件数124,858人）、日常生活支援事業、無料法律相談事業を行いました。

〔少子社会対策・児童福祉対策〕

少子化の進行に対応するため、平成10年2月に策定した佐賀県子育て支援計画（さがエンゼルプラン）に基づき、子育て支援施策を積極的に推進しました。

児童福祉の分野では、子育てと仕事の両立を支援するため、市町村が行う保育事業に要する経費の一部負担（入所延べ人員223,750人）を行うとともに、保育時間の延長や低年齢児等の保育の充実を行う保育所に対し助成を行いました。また、市町村が保育所において行う一時保育事業、地域子育て支援センター事業へ助成し、子育て家庭への支援体制の充実を図りました。

さらに、児童の健全育成を図るため、市町村が設置した放課後児童クラブ等に助成を行いました。

施設整備については、児童の処遇向上のための保育所の新設・改築等（6か所）に対し助成を行いました。

〔母子保健医療対策〕

母子保健対策としては、安心して子どもを産み育てるための支援として24時間通話可能な安心子育てベビーダイヤル、安心子育て応急ダイヤルのテレホンサービス及びインターネットサービスを実施しました。

また、各種の医療給付事業等により乳幼児の疾病や障害の早期発見・早期治療の推進に努めるとともに、市町村における母子保健推進員活動や児童虐待防止活動に助成を行い育児支援及び母子保健事業の充実を図りました。

さらに、全国に先駆けて不妊治療費支援事業を開始すると共に、「不妊専門相談センター」及び各保健所にカウンセラーを配置して心の悩みに対応するなど、不妊に悩む夫婦等に対する相談体制の充実を図りました。

〔その他〕

少子・高齢化の進展や家庭機能の変化、ノーマライゼーション理念の浸透等により、多様化、複雑化、高度化していく県民の福祉需要に的確に対応していくため、地域福祉活動の実践主体である社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の機能強化に努めました。また、福祉人材の確保と資質の向上を図るため、福祉人材センター運営事業等に取り組みました。さらには、ボランティア活動の普及啓発やボランティアセンターの支援機能の強化を図るなど「参加型福祉社会づくり」を積極的に推進しました。

また、平成10年3月に制定した佐賀県福祉のまちづくり条例に基づき、障害者や高齢者等を含むすべての人々が自らの意思で自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することを可能にする障壁のない地域社会の実現に努めました。

低所得者対策として、被保護世帯に対し生活扶助費等の支給（県措置分延べ15,672世帯）を行いました。

〈2〉 衛 生 費

この経費は、県民が健康で明るい生活を営むための事業の実施に要した経費で、決算額は、174億9,384万円（構成比3.9%）であり、前年度に比べ7億8,279万円増加（伸び率4.7%）しています。

増加した主な理由は、老人保健医療費の増加です。

衛生費の項目別の内訳は、第13表のとおりです。

第 13 表

衛 生 費 の 内 訳

（単位：千円・％）

項 目	決 算 額		比 較	
	15年度 A	14年度 B	A－B	A／B
公衆衛生費	9,111,769	8,500,396	611,373	107.2
環境衛生費	2,689,728	2,388,461	301,267	112.6
保健所費	2,159,335	2,225,457	△66,122	97.0
医薬費	3,533,003	3,596,735	△63,732	98.2
計	17,493,835	16,711,049	782,786	104.7

〔環境保全対策〕

公害を未然に防止し、住みよい環境を保全するため、県内環境の監視、公害発生源の規制及び指導並びに各種調査を行いました。その中で、平成15年度は、環境への負荷の少ない社会の構築に向けた環境基本計画の各施策の展開や、県内の希少な動植物を掲載したレッドデータブックの情報を活用し、事前に県の公共工事等における希少動植物への適切な配慮を行い、その保護対策に努めました。

また、地球温暖化防止対策を総合的かつ計画的に推進するため、佐賀県環境の保全と創造に関する条例に基づき、「佐賀県地球温暖化防止地域計画」を策定し、併せて、温暖化防止や循環型社会づくりに向けた取組推進のための気運の醸成を図るため、「佐賀県環境にやさしい県民運動推進会議」等と

連携しながら、普及啓発や実践活動の支援等を行いました。

さらに、鳥栖流通業務団地及び那珂川水系五ヶ山ダムの整備事業について、事業実施に当たっての環境への影響ができる限り少なくなるよう、環境影響評価審査会等を開催し、環境保全上の見地から意見を述べるなど、環境影響評価法及び佐賀県環境影響評価条例の適切な運用に努めました。

大気汚染防止対策としては、大気環境の常時監視、工場及び事業場に対する規制及び指導の徹底等に努めるとともに、オゾン層保護対策事業など地球環境保全にも取り組みました。

水質汚濁防止対策としては、総合的な水質保全を図るため、引き続き工場及び事業場に対する規制、指導並びに公共用水域及び地下水の監視を実施するとともに、有明海の水質保全のため、規制基準の定めのない小規模事業場に対しても監視指導を行いました。また、水辺環境保全のための生活排水対策や各種浄化活動の推進に努めました。

地盤沈下防止対策としては、揚水規制、水準測量及び観測井調査により、地盤沈下の防止・監視に努めました。

ダイオキシン等化学物質の汚染対策としては、大気環境の調査をはじめ、水質環境、土壌環境及び地下水の調査を行いました。また、環境ホルモンについては、科学的に解明されていない点が多いものの、世代を越えて人類を含めた生物に影響を及ぼすおそれがあることから、県内主要河川において水質環境調査を実施し、河川等水環境の把握に努めました。また、化学物質排出把握管理促進法に基づき、県内事業所等における化学物質に係る排出量及び移動量等の実態把握に努めました。

また、玄海原子力発電所周辺地域住民の安全確保と環境保全を図るため、九州電力との間で締結している「原子力発電所の安全確保に関する協定」の適正な運用を図るとともに、発電所周辺地域の環境放射能監視に努めました。

〔保健医療の確保対策〕

県民の健康づくりを総合的かつ効果的に推進するため、健康アクション佐賀21県民大会を開催し、関係機関・団体の連携強化を図るとともに企業等との協働推進事業、健康アクション親子ふれあい21事業、たばこ対策など、